

# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成22年8月2日

川崎市環境影響評価に関する条例第11条に基づき「株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画」に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社 東京機械製作所 東京都港区芝五丁目26番24号 代表取締役社長 芝 則之
	指定開発行為の名称	株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 商業施設の新設（第1種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区新丸子東三丁目1135番1他 （区域面積：約37,200㎡）
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設及び商業施設の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約37,200㎡ 延べ面積：約214,000㎡ （A-1地区 約110,000㎡、B-1地区 約104,000㎡） 建物高さ：A-1地区 約30m、B-1地区 約190m 計画戸数：約770戸 計画人口：約2,400人
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成24年3月 完了予定：平成27年11月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成22年8月2日（月）から 平成22年9月15日（水）まで （土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、中原区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。） 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧の条例方法書について、環境の保全の見地からの御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。</li> <li>提出された意見書は個人情報等を伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。</li> </ul> <b>【意見書の提出】</b> 提出期限：平成22年9月15日（水）まで （郵送の場合は、平成22年9月15日消印有効） 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>	